

第3次千葉市DV防止・被害者支援計画（令和5～9年度）進捗状況調査票

資料2-2

※自己評価欄 ○…概ね実施できた △…一部実施できた ×…実施できなかった —…今後実施予定

基本目標	施策の方向性	施策名	取組内容	所管課	計画事業	令和6年度実績					
						実施内容	実施内容に対する令和6年度実績値（数値で表せるものがあれば記載）	令和6年度自己評価			
基本目標 I 暴力根絶と人権尊重のための啓発・教育の推進	1. 幅広い対象者への多様な手段による広報・周知	(1) DV・暴力に関する正しい理解の普及促進	■DV相談カードやリーフレット、ホームページ等の広報媒体や市民向け講座等により、何がDV・暴力にあたるか、また、理由に関わらず、DV・暴力は許されるものではないことについて、広報・啓発を行う。	こども家庭支援課	市政だよりやホームページ、リーフレット等の配架等により、広く周知、啓発を行う。暴力の内容についても記載し周知を図る。	DV相談先カードを作成し、DV防止リーフレットとともに市内公共施設、保育所、医療機関（産科・小児科）等に配布。暴力に関する正しい知識や、暴力は許されるものではないこと、相談窓口等について、普及啓発を行った。	市内902箇所		○		
				男女共同参画課	男女共同参画センターで、DVに関する市民向け講座を実施する。	地域住民に向けたDV被害者支援講座を行った。	実施回数2回 受講者数計40人		○		
				健康支援課 (区健康課)	■妊婦中の女性及びパートナー等へ広報媒体を活用し、DV・暴力に関する正しい理解の普及啓発を行う。	DV・暴力に関する記事の掲載された広報媒体等を活用し、母子健康手帳発行時に妊婦中の女性及びパートナーへ配布する。	配偶者暴力相談支援センター及び女性相談支援員の連絡先が掲載された冊子「子育てナビ」を妊婦届出時に全数配布した。	妊婦届け出数 5,735件		○	
				こども家庭支援課		子育てナビ内に配偶者暴力相談支援センターの相談先を掲載し、配布した。	—		○		
				教育委員会 教育指導課	■若年層に対し、学校での授業や広報媒体を活用し、デートDVや暴力に関する正しい理解の普及啓発を行う	中学生向けデートDV予防プログラムを活用して、中学校で実施する。	教員向けの研修会等で、各学校におけるデートDV予防プログラムを周知したが、時間確保等が難しく、実践にはつながらなかった。	—		×	
				男女共同参画課		高・大学生等を対象としたデートDV出前講座を実施する。	淑徳大学、植草学園短期大学において出前講座を実施	出前講座参加校2校 受講者数計85人		○	
				こども家庭支援課		若年層に向けてデートDV予防啓発リーフレットを配布するとともに、若年層向けに情報提供するホームページを作成する。	デートDV予防啓発リーフレットを市内全中学2年生へ配布した。	9,000部製作		○	
				国際交流課 こども家庭支援課	■さまざまな国籍の方へ広報媒体を活用し、DV・暴力に関する正しい理解の普及啓発を行う。	さまざまな言語に対応したDV・暴力に関する情報を掲載する媒体を作成し、配布する。	外国語パンフレットを国際交流プラザに配架するとともに、ホームページに掲載し、外国人市民へ情報提供を行った。 また、さまざまな言語に対応できるよう、やさしい日本語で作成した。	・「千葉市生活ガイド」 英語版：1,000部 中国語版：1,000部 ベトナム語版：1,500部 スペイン語版：100部 ・年間相談件数2,073件のうち、DVに関する相談23件		○	
				こども家庭支援課 (地域福祉課) (市立青葉病院) (市立海浜病院) (教育指導課)	■福祉・医療・教育の関係者や民生委員・児童委員等、様々な分野の支援者を対象に研修等を実施し、支援活動において、暴力防止のための啓発や支援、被害者の早期発見や相談の動員等、被害の未然防止や被害者支援につながる取り組みを推進する。	こども家庭支援課	様々な分野の支援者を対象に研修等を実施し、各支援者により、暴力防止のための啓発や支援、被害者の早期発見や相談の動員等、被害の未然防止や被害者支援につながる取り組みを推進する。 (こども家庭支援課：研修の主催、その他の関係課：研修実施協力、受講動員)	こども家庭支援課において、庁内外の関係機関職員を対象とした研修内で被害者支援や加害者対応についての講義を行い、その他の関係課では、研修の案内があった際に、所属職員に周知し、受講動員した。	関係機関職員向け研修 4回 73人		○
				幼保指導課		幼保指導課が主催する「児童虐待」や「不適切保育」に関する研修に市内公立・民間保育施設職員を招き、暴力防止のための啓発や支援、被害者の早期発見や相談の動員等、被害の未然防止や被害者支援につながる取り組みを推進した。 各園等において、保育者が子ども達一人一人に対し愛情をもって接し、情緒の安定を図るとともに自己肯定感が育めるように努めている。子ども同士の間をつなぐ大切にする中で、相手を思いやる心の育ちにつなげている。	「児童虐待に関する研修」…150施設 150名参加 「不適切保育に関する研修」…185施設 185名参加		○		
		健康支援課	■乳幼児健診や乳幼児の家庭訪問等、母子を支援する機会が多い保健師、助産師、看護師等にDVに関する専門的知識を深めるための研修を実施し、日頃の支援において、被害の未然防止や被害者支援につながる取り組みを推進する。	健康支援課	母子保健業務に関わる保健師や助産師、看護師等を対象にDVに関する専門的知識習得のための研修会を実施し、各支援者により、暴力防止のための啓発や支援、被害者の早期発見や相談の動員等、被害の未然防止や被害者支援につながる取り組みを推進する。 (こども家庭支援課：研修の主催、健康支援課(区健康課)：研修実施協力、受講動員)	健康課職員向けの虐待予防研修会や母子保健研修会において、DVに関する内容も含めて実施するほか、千葉県主催のDV及び児童虐待に関する研修会について区健康課へ周知し、受講動員を行った。	①市主催「虐待予防研修」2回実施 ②受講動員したDVに関する研修 ・千葉県主催「女性支援・児童虐待相談 担当職員研修」 ・こども家庭庁主催「配偶者暴力被害者支援のためのオンライン研修」		○		
		こども家庭支援課		母子保健業務に関わる職員に対し、DVに関する関係機関職員向け研修を案内し、被害者支援や加害者対応についての講義した。また、事例のスーパービジョンを開催し、研修機会を確保した。	健康課受講者 関係機関職員向け研修 11人 スーパービジョン 10名		○				
		(3) 暴力を根絶するための地域・社会に対する広報・啓発活動の推進		■「女性に対する暴力をなくす運動」や「パルプリーボンキャンペーン」等、DV防止のための各種イベント等を関係機関などと協働して実施する。また、「オレンジリボンキャンペーン」等児童虐待防止に関する各種啓発活動に併せてDV防止についても周知する。	男女共同参画課	女性に対する暴力をなくす運動（内閣府が推進する運動であり、女性に対するあらゆる暴力の根絶と女性の権利の尊重をうたったもの）を実施する。	内閣府作成のポスター・リーフレット及び千葉県作成のリーフレットの掲示・配布	—		○	
					こども家庭支援課		11月に千葉県、千葉県警と共催で「女性に対する暴力をなくす運動」街頭キャンペーン実施し、啓発物品を配布しDV防止についての周知啓発を行った。また、各区 要対協実務者会議でポスターを配付し、周知啓発を行った。	街頭キャンペーン 11月15日実施 要対協実務者会議 6回（各区）		○	
					男女共同参画課	男女共同参画センターでDVに関する図書、資料などの展示を行う。	男女共同参画センター（情報資料センター）で展示を行ったほか、DVに関する講座を実施する際に、関連図書の紹介を実施した。 また、女性に対する暴力をなくす運動の一環として市民参加型イベント「パルプリーボンづくり」を実施。情報企画展示「女性に対するあらゆる暴力の根絶のために」においてパネルや関連資料の図書資料展示を実施した。	「パルプリーボンづくり」参加者数のべ13人		○	
					男女共同参画課	オレンジリボン（虐待予防）キャンペーンに合わせ、DV防止についても周知する。	10月の「中央区ふるさとまつり」で、ツリー型キルトを掲示し、「児童虐待防止」及び「女性に対する暴力の根絶」の趣旨に賛同した市民にオレンジ・パルプリーボンをつけてもらった。11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、ツリーを市ハーモニープラザで展示し、クリアファイルを配布した。	啓発物品（クリアファイル）200枚		○	
					こども家庭支援課		中央区ふるさと祭り健康推進課と共催で出店し、オレンジリボンキャンペーンと合わせてDVリーフレット等を配布したり、クイズラリーを開催し、周知啓発を図った。	周知啓発媒体 300部配布 クイズラリー参加者 113名		○	
					(4) 関係者等による暴力防止のための啓発・支援、早期発見と相談窓口等の情報提供の推進		(再掲)	こども家庭支援課 (地域福祉課) (市立青葉病院) (市立海浜病院) (教育指導課)	様々な分野の支援者を対象に研修等を実施し、各支援者により、暴力防止のための啓発や支援、被害者の早期発見や相談の動員等、被害の未然防止や被害者支援につながる取り組みを推進する。 (こども家庭支援課：研修の主催、その他の関係課：研修実施協力、受講動員)	こども家庭支援課において、庁内外の関係機関職員を対象とした研修内で被害者支援や加害者対応についての講義を行い、その他の関係課では、研修の案内があった際に、所属職員に周知し、受講動員した。	関係機関職員向け研修 4回 73人
		幼保指導課	幼保指導課が主催する「児童虐待」や「不適切保育」に関する研修に市内公立・民間保育施設職員を招き、暴力防止のための啓発や支援、被害者の早期発見や相談の動員等、被害の未然防止や被害者支援につながる取り組みを推進した。 各園等において、保育者が子ども達一人一人に対し愛情をもって接し、情緒の安定を図るとともに自己肯定感が育めるように努めている。子ども同士の間をつなぐ大切にする中で、相手を思いやる心の育ちにつなげている。	「児童虐待に関する研修」…150施設 150名参加 「不適切保育に関する研修」…185施設 185名参加					○		
		健康支援課	■乳幼児健診や乳幼児の家庭訪問等、母子を支援する機会が多い保健師、助産師、看護師等にDVに関する専門的知識を深めるための研修を実施し、日頃の支援において、被害の未然防止や被害者支援につながる取り組みを推進する。	健康支援課			母子保健業務に関わる保健師や助産師、看護師等を対象にDVに関する専門的知識習得のための研修会を実施し、各支援者により、暴力防止のための啓発や支援、被害者の早期発見や相談の動員等、被害の未然防止や被害者支援につながる取り組みを推進する。 (こども家庭支援課：研修の主催、健康支援課(区健康課)：研修実施協力、受講動員)	健康課職員向けの虐待予防研修会や母子保健研修会において、DVに関する内容も含めて実施するほか、千葉県主催のDV及び児童虐待に関する研修会について区健康課へ周知し、受講動員を行った。	①市主催「虐待予防研修」2回実施 ②受講動員したDVに関する研修 ・千葉県主催「女性支援・児童虐待相談 担当職員研修」 ・こども家庭庁主催「配偶者暴力被害者支援のためのオンライン研修」		○
こども家庭支援課	母子保健業務に関わる職員に対し、DVに関する関係機関職員向け研修を案内し、被害者支援や加害者対応についての講義した。また、事例のスーパービジョンを開催し、研修機会を確保した。	健康課受講者 関係機関職員向け研修 11人 スーパービジョン 10名					○				

基本目標	施策の方向性	施策名	取組内容	所管課	計画事業	令和6年度実績					
						実施内容	実施内容に対する令和6年度実績値(数値で表せるものがあれば記載)	令和6年度自己評価			
基本目標Ⅰ 暴力根絶と人権尊重のための啓発・教育の推進	2. 被害者にも加害者にもさせないための若年層からの教育の推進	(5) 幼少期からの暴力を防止するための人権教育の推進	■保育所(園)、幼稚園、認定こども園、学校において、心身の発達段階に応じ、幼少期から、他者を尊重し、暴力を防止するための人権教育を推進する。	幼保指導課	区役所職員研修やDVスーパージョン開催を広く周知し、保育所(園)・幼稚園職員が具体的支援方法について学ぶ機会が得られるよう図る。保育指針・教育要領に基づく教育・保育を行い、人に対する愛情と信頼感、人権を大切にすることを育てる。	関係機関職員向け研修の周知を行うとともに、各園等においても園内研修等で指針と照らし合わせながら子どもへの関わりを園全体で考え、振り返ることができるようにしている。また、振り返ることが子どもに対しての関りに活かされるようにしている。	—	○			
				こども家庭支援課	小中特別支援学校の管理職や人権教育担当者に対して、生命・人権・人格を重んじた人権教育の研修を実施する。	関係機関職員向け研修やDVスーパージョンについて広く周知、参加を促し、保育所(園)・幼稚園職員が具体的支援方法について学ぶ機会が作られた。	保育所(園)、幼稚園職員参加者数 関係機関向け職員研修11名 DVスーパージョン12名	○			
				教育委員会 教育指導課	子どもや保護者を対象とし、他者を尊重することや暴力によらない感情表現についての講座を実施する。	小中特別支援学校の管理職や人権教育担当者に対して、生命・人権・人格を重んじた人権教育の研修を実施した。	市立学校166校を対象に実施	○			
				こども家庭支援課 男女共同参画課	(再掲) 中学生向けデートDV予防プログラムを活用して、中学校で実施する。	2歳から中学生までの子をもつ保護者や指導者等を対象に、コモンセンスペアレンティング(GSP)をオンラインにて、実施した。	受講者数 幼児版 31人 学齢版 24人	○			
		(6) 若者に向けたデートDV予防教育の推進	■関係機関と連携し、デートDV予防プログラムの活用等、若者(中・高・大学生)を対象とした「デートDV」の予防教育を推進する。	教育委員会 教育指導課	(再掲) 高・大学生等を対象としたデートDV出前講座を実施する。	教員向けの研修会等で、各学校におけるデートDV予防プログラムを周知したが、時間確保等が難しく、実践にはつながらなかった。	—	×			
				男女共同参画課	(再掲) 若年層に向けてデートDV啓発リーフレットを配布するとともに、若年層向けに情報提供するホームページを作成する。	淑徳大学、植草学園短期大学において出前講座を実施した。	出前講座参加校2校 受講者数計85人	○			
基本目標Ⅱ 多様な相談体制等の充実	1. 相談窓口の周知の強化	(7) 相談窓口等、被害者支援制度の周知の推進	■ホームページや冊子等を活用し、相談窓口等、被害者の支援制度を広く市民に周知し、被害者を相談につなげる。周知にあたっては、様々な国籍の方や高齢者、障害者、男性等、対象者の特性に配慮する。	地域安全課 障害者自立支援課 精神保健福祉課 男女共同参画課 こども家庭支援課	ホームページや作成する冊子等の広報媒体を活用し、DVに係る相談先を掲載し、相談窓口を周知する。	ホームページを活用し、DVに係る相談先を掲載し、相談窓口を周知した。	—	○			
				国際交流課	本市で生活していく上で最も重要なルールや情報をやさしい日本語でまとめた、「千葉市生活ガイド」の多言語版(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ベトナム語)を作成し、DVに関する相談も可能な外国人相談窓口の周知を行った。	英語版:1,000部 中国語版:1,000部 ベトナム語版:1,500部 スペイン語版:100部	○				
				こども企画課	子育て支援情報サイト「子育てナビ」への掲載及び冊子版子育てナビへの記載・配布	冊子版子育てナビ 配布:30,000冊	○				
				国際交流課	通訳が必要なさまざまな国籍の方に対し、通訳ボランティアの派遣、タブレット端末使用等により相談窓口の周知を行う。	日常生活のさまざまな場面(行政窓口、医療、各種相談など)に、外国語の通訳・翻訳ボランティアを派遣し、相互のコミュニケーションを支援した。 各区役所、保健福祉センター、市民センターに多言語対応タブレットを配布し、相談窓口の利用増加を図った。	【通訳翻訳実績】 通訳:285件 翻訳:141件 【タブレット配布数】 17台	○			
				地域包括ケア推進課 (区高齢障害支援課) こども家庭支援課 (区こども家庭課)	高齢者の相談においては、DVの可能性も視野に入れながら支援を行うとともに、相談窓口の周知を行う。	相談窓口の周知について、高齢者虐待防止のパンフレットを作成し、各区の窓口に配架するとともに、地区の民生委員にも配付した。 また、高齢障害支援課と連携し、女性相談支援員による相談を行った。	各区高齢障害支援課に100部、あんしんケアセンター及び各区社協に50部のパンフレットを配架し、窓口で配布。 民生児童委員及び協力員1,580名に、パンフレットを配付。	○			
				障害者自立支援課 (区高齢障害支援課) こども家庭支援課 (区こども家庭課)	障害者の相談においては、DVの可能性も視野に入れながら支援を行うとともに、相談窓口の周知を行う。	各区保健福祉センターの「障害者虐待防止センター」にて、障害者虐待に関する通報・相談等の対応を行う中で必要があればDVの相談先に関する周知を行い、必要時、関係機関と連携を図り相談を行う体制をとった。 また、相談者の状況により必要時、高齢障害支援課や各区障害者基幹相談支援センターと連携を図り、相談を行う体制をとった。	養護者による障害者虐待 通報130件 (虐待認定4件) うちDV45件	○			
				男女共同参画課	男性のための相談を関係各課に広く周知し実施する。	男性臨床心理士による男性電話相談を周知、実施した。	—	○			
				(再掲) (4) 関係者等による暴力防止のための啓発・支援、早期発見と相談窓口等の情報提供の推進	■福祉・医療・教育の関係者や民生委員・児童委員等、様々な分野の支援者を対象に研修等を実施し、支援活動において、暴力防止のための啓発や支援、被害者の早期発見や相談の動員等、被害の未然防止や被害者支援につながる取り組みを推進する。	こども家庭支援課 (地域福祉課) (市立青葉病院) (市立海浜病院) (教育指導課)	様々な分野の支援者を対象に研修等を実施し、各支援者により、暴力防止のための啓発や支援、被害者の早期発見や相談の動員等、被害の未然防止や被害者支援につながる取り組みを推進する。 (こども家庭支援課:研修の主催、その他の関係課:研修実施協力、受講動員)	こども家庭支援課において、庁内外の関係機関職員を対象とした研修内で被害者支援や加害者対応についての講義を行い、その他の関係課では、研修の案内があった際に、所属職員に周知し、受講動員した。	関係機関職員向け研修4回 73人	○	
						幼保指導課	幼保指導課が主催する「児童虐待」や「不適切保育」に関する研修に市内公立・民間保育施設職員を招き、暴力防止のための啓発や支援、被害者の早期発見や相談の動員等、被害の未然防止や被害者支援につながる取り組みを推進した。 各園等において、保育者が子ども一人一人に対し愛情をもって接し、情緒の安定を図るとともに自己肯定感が育めるように努めている。子ども同士の間でつながりを大切にするこころ、相手を思いやる心の育ちにつなげている。	「児童虐待に関する研修」…150施設 150名参加 「不適切保育に関する研修」…185施設 185名参加	○		
				(再掲) ■乳幼児健診や乳幼児の家庭訪問等、母子を支援する機会が多い保健師、助産師、看護師等にDVに関する専門的知識を深めるための研修を実施し、日頃の支援において、被害の未然防止や被害者支援につながる取り組みを推進する。	健康支援課	健康支援課	母子保健業務に関わる保健師や助産師、看護師等を対象にDVに関する専門的知識習得のための研修会を実施し、各支援者により、暴力防止のための啓発や支援、被害者の早期発見や相談の動員等、被害の未然防止や被害者支援につながる取り組みを推進する。 (こども家庭支援課:研修の主催、健康支援課(区健康課):研修実施協力、受講動員)	健康課職員向けの虐待予防研修会や母子保健研修会において、DVに関する内容も含めて実施するほか、千葉県主催のDV及び児童虐待に関する研修会について区健康課へ周知し、受講動員を行った。	①市主催「虐待予防研修」2回実施 ②受講動員したDVに関する研修 千葉県主催「女性支援・児童虐待相談担当職員研修」 ・こども家庭庁主催「配偶者暴力被害者支援のためのオンライン研修」	○	
						こども家庭支援課	母子保健業務に携わる職員に対し、DVに関する関係機関職員向け研修を案内し、被害者支援や加害者対応についての講義した。また、事例のスーパーバージョンを開催し、研修機会を確保した。	健康課受講者 関係機関職員向け研修11人 スーパーバージョン10名	○		
				2. 多様な相談者のニーズに対応した相談体制の整備	(8) 専門相談員による相談・支援の充実	■配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センター等の相談窓口において、専門相談員が、被害者の意向を尊重し、自己決定ができるよう、必要な情報の提供等の支援を行う。	男女共同参画課	配偶者暴力相談支援センター、各区こども家庭課、男女共同参画センター等で相談を実施するとともに、情報提供を行う。	ハーモニー相談(女性相談)を実施し、情報提供を行った。	—	○
							こども家庭支援課 (区こども家庭課)	配偶者暴力相談支援センター及び各区こども家庭課、男女共同参画センター等で相談を実施し、情報提供を行った。	相談件数 3,183件	○	
							男女共同参画課	婦人相談員等が相談に応じる際、相談者の意向や希望を尊重し、相談者が自己決定できるよう必要な助言を行う。	相談員が相談に応じる際、相談者の意向や希望を尊重し、相談者が自己決定できるよう必要な助言を行った。	—	○
							こども家庭支援課 (区こども家庭課)	女性相談支援員が相談に応じる際、相談者の意向や希望を尊重し、相談者が自己決定できるよう必要な助言を行った。	相談件数 3,213件	○	
							男女共同参画課	配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画センターで被害者支援を行う中で、必要に応じて法律相談、カウンセリング等の個別相談を実施する。	必要に応じて弁護士による法律相談を実施した。	実施件数2件	○
							こども家庭支援課 (区こども家庭課)	配偶者暴力相談支援センターで被害者支援を行う中で、必要に応じて、個別法律相談を実施した。	法律相談 51件 カウンセリング 0件	○	

基本目標	施策の方向性	施策名	取組内容	所管課	計画事業	令和6年度実績					
						実施内容	実施内容に対する令和6年度実績値(数値で表せるものがあれば記載)	令和6年度自己評価			
基本目標Ⅱ 多様な相談体制等の充実	2. 多様な相談者のニーズに対応した相談体制の整備	(9)被害者の状況に応じた相談体制の充実	■様々な状況にある女性に対し、電話やメール、SNS、アウトリーチ等、相談手段の充実を図る。	男女共同参画課	困難な状況にある女性に対し、民間団体と協働し、電話やメール、SNS、アウトリーチ等様々な手法で相談対応を実施する。	次とおり女性に寄り添ったきめ細かな相談支援を実施した。 ・女性のためのつながりサポート相談(電話・LINE・メール) : 2,198件 ・訪問支援・同行支援 : 335件 ・アウトリーチ型支援(訪問支援・同行支援) ・居場所の提供 ・女性専門家による相談会 ・公共施設等での生理用品の配布	・女性のためのつながりサポート相談(電話・LINE・メール) : 2,198件 ・訪問支援・同行支援 : 335件 ・居場所の提供 : 252件 ・女性専門家による相談会 : 4回開催、33件 ・公共施設等での生理用品の配布 : 2,000パック	○			
			■様々な国籍の方から相談を受ける際、生活習慣や文化の違いに配慮するとともに、通訳を介して相談ができるように関係機関等と連携を図る。	国際交流課	通訳が必要な様々な国籍の方に対し、通訳ボランティアの派遣の利用やタブレット端末の使用等により、関係機関と連携を図り通訳を介して相談にあたる。また、様々な国籍の方が置かれている立場に配慮し相談にあたる。	日常生活のさまざまな場面(行政窓口、医療、各種相談など)に、外国語の通訳・翻訳ボランティアを派遣し、相互のコミュニケーションを支援した。 利用が想定される関係機関への周知を行い、利用増加を図った。	(国際交流課)【通訳翻訳実績】 通訳 : 285件 翻訳 : 141件	○			
			■高齢者虐待や障害者虐待の可能性も視野に、高齢者・障害者関係機関等と連携を図る。	地域包括ケア推進課(区高齢障害支援課)	高齢者の相談においては、DVの可能性も視野に入れながら、関係機関と連携し支援を行う。	高齢者虐待防止連絡会を開催し、高齢者福祉に係る関係機関等を中心に、役割や情報の共有を行った。また、区高齢障害支援課やあんしんケアセンター、女性相談支援員等により、連携して支援を行った。	介護・高齢者福祉に係る機関や民生委員等の地域住民団体、有識者12名が参加する連絡会を1回開催した。	○			
				こども家庭支援課(区こども家庭課)		日本語の未習熟な方からの相談には「やさしい日本語」により、わかりやすく誤解をうまない表現をするよう一層の配慮を行った。	—	○			
				こども家庭支援課(区こども家庭課)		通訳派遣ボランティアやスマートフォン等を活用したり、口頭だけでは伝わりにくい方に対し、紙に記入しながら、理解を確認しつつ相談に応じた。また宗教等にも配慮した。	—	○			
				こども家庭支援課(区こども家庭課)		障害者の相談においては、DVの可能性も視野に入れながら、関係機関と連携し支援を行う。	各区保健福祉センターの「障害者虐待防止センター」にて、障害者虐待に関する通報・相談等の対応を行う中で必要があればDVの相談先に関する周知を行い、必要時、関係機関と連携を図り相談を行う体制をとった。また、高齢障害支援課や各区障害者基幹相談支援センター、健康課や女性相談支援員が連携し支援を行った。	養護者による障害者虐待通報130件(虐待認定4件)うちDV45件	○		
				こども家庭支援課(区こども家庭課)		相談者の状況により必要時、高齢障害支援課や各区障害者基幹相談支援センター、精神障害者については健康課と連携を図り、相談を行う体制をとった。	—	○			
				男女共同参画課	■男性の様々な悩みや不安について、男性の専門相談員による電話相談を行う。	(再掲) 男性のための相談を関係各課に広く周知し実施する。	男性臨床心理士による男性電話相談を周知、実施した。	—	○		
			基本目標Ⅲ 被害者・子どもの安全確保の徹底	1. 一時保護体制の強化	(10)関係機関との連携による一時保護体制の継続	■関係機関等と連携し、被害者の安全を確保するための一時保護体制を継続する。	こども家庭支援課(区こども家庭課)	各区こども家庭課が、千葉県女性サポートセンター、母子生活支援施設、民間団体等と連携し、被害者の負担を軽減し安全面に配慮しながらDV被害者の一時保護を行う。	千葉県女性サポートセンター、母子生活支援施設、民間団体等と連携し、被害者の負担を軽減し安全面に配慮しながら暴力被害者の一時保護を行った。	—	○
						■多様なニーズに応じた一時保護体制を強化するため、民間シェルター等への支援を行う。	こども家庭支援課	千葉県民間シェルター運営支援事業(補助金を交付し、運営などについて連携する)を実施する。	シェルターを運営する民間団体に補助金を交付した。また、民間団体と連携して利用者への支援を実施した。	補助金交付団体数 R6 1団体	○
■被害者の安全を確保するため、市外への避難を可能とするよう、民間シェルターとの連携を図る。	こども家庭支援課(区こども家庭課)	市外への避難をする際には、民間シェルターとの調整を図るとともに、安全に一時保護ができるよう配慮する。				必要に応じて、補助金交付団体が保有する市外シェルターも含め入所調整を実施した。	—	○			
(13)被害者の安全を守るための制度の利用支援の充実	■安全を確保するため一時的に宿泊施設へ避難した被害者に対し支援を行う。	こども家庭支援課(区こども家庭課)				安全を確保するため宿泊施設へ避難した被害者に対し、緊急的な支援や生活再建に必要な支援を行う。	女性相談支援員を中心に、宿泊施設等に避難した被害者に対し、生活再建に必要な制度の情報提供や同行支援を行った。	—	○		
	■被害者等に危害が加わるおそれがある場合は、被害者に警察の支援対応について情報提供し、意思を確認したうえで、警察と連携を図り、被害者の安全を確保に努める。	こども家庭支援課(区こども家庭課)	被害者に危害が加わる恐れがある場合に、警察への相談を勧奨するとともに、保護命令時に「安全対策票」を活用し、警察に情報提供を行い、被害者の安全を確保する。	被害者に危害が加わる恐れがある場合に、警察への相談を勧奨するとともに、保護命令時に「安全対策票」を活用し、警察に情報提供を行い、被害者の安全を確保した。	保護命令の裁判所書面提出・安全対策票提出 3件	○					
	■保護命令制度や住民票の交付制限等の情報提供と申し立て等の支援を行う。	こども家庭支援課(区こども家庭課)	保護命令制度や住民票の交付制限等の情報提供と申し立て等の支援を行う。	被害者へ保護命令制度についての情報提供を行い、裁判所への申し立ての支援を行った。また、支援措置のための情報提供を行い、市民総合窓口課からの依頼により、DV相談履歴の有無の確認を行った。	保護命令書面提出 4件 住民票支援措置証明 391件	○					
基本目標Ⅲ 被害者・子どもの安全確保の徹底	1. 一時保護体制の強化	(14)危機管理体制の充実	■加害者からの追及があった場合の対応等について、マニュアルを適宜更新するとともに、実践的な研修を実施し、被害者の安全を確保するための危機管理体制を整備する。	こども家庭支援課	全庁的に活用できる、加害者からの追及に対応した支援者向けの安全管理マニュアルを作成し、周知を図る。	千葉県配偶者暴力相談支援センターの加害者対応マニュアルを参考に、全庁的に活用できるマニュアルにブラッシュアップしている。	—	—			
			こども家庭支援課	職員などを対象とした研修で、加害者対応について多くの職員が学ぶ機会を設ける。	庁内外の関係機関職員向け研修内で加害者対応についての講義やグループワークを行った。	関係機関職員向け研修 4回 73人	○				
			こども家庭支援課(区こども家庭課)(東部児童相談所)(西部児童相談所)	■児童相談所職員や婦人相談員等がDVや児童虐待対応についての研修に参加する等により、DVと児童虐待の相互理解を図る。	児童相談所職員や婦人相談員等が、庁内外で開催されるDVや児童虐待対応についての研修を受講する。	児童相談所に対し、DV関係機関職員向け研修やスバーバージョンの研修案内を行った。児童相談所職員や女性相談支援員が、千葉県が実施するDV・虐待に関する研修を受講した。	受講した研修 女性支援・児童虐待相談担当職員研修(I~IV部)	○			
			こども家庭支援課(区こども家庭課)(東部児童相談所)(西部児童相談所)	■母子一時保護中の児童について、必要時児童相談所等と連携し、児童の安全確保を徹底する。	母子一時保護の際は、児童の状況を把握し、アセスメントシート等の活用により必要時は速やかに児童相談所へ通告をする。	母子一時保護の際は、児童虐待や児童相談所の通告について、こども家庭総合支援拠点の児童虐待対応職員と共に、児童の状況を把握し、必要に応じてアセスメントシート等の活用した。	—	○			
基本目標Ⅳ 被害者・子どものケアと生活再建の支援	1. 被害者の生活再建の推進	(16)情報管理と安全確保の徹底	■相談窓口や各種手続きを行う窓口、保育所(園)や学校等において、被害者の安全を確保するため、個人情報の漏えい防止を徹底する。	こども家庭支援課	職員などを対象とした研修で、加害者への情報漏えいが起こらないよう、加害者対応について多くの職員が学ぶ機会を設ける。	職員向けの研修で、加害者への情報漏えいが起こらないよう、加害者対応についての講義を行った。	関係機関職員向け研修 4回 73人	○			
			業務改革推進課	個人情報を保護し、漏えいを防止するための仕組みを整備する。	職員の情報セキュリティ意識の向上を図るため、情報セキュリティ研修を実施している。	情報セキュリティ研修受講率 : 99.6%	○				
			こども家庭支援課	住民基本台帳支援措置対象者等の情報について、取り扱いに配慮すべき事項をまとめ、各所管課に周知する。	住民基本台帳支援措置対象者等の情報について、個人情報の漏洩の可能性がある事案について情報収集している。	—	—				
			幼保運営課(区こども家庭課)	保育所(園)や学校において情報管理を徹底する。	各区こども家庭課が情報管理と安全確保を行い、個人情報の漏えい防止を徹底した。	—	○				
学事課	転出入時にDV避難に係る個人情報漏えいがないよう学校への指示を徹底する。転出入関係書類については教育委員会とのやりとりを原則とする。	転出入時にDV避難に係る個人情報漏えいがないよう学校への指示を徹底する。転出入関係書類については教育委員会とのやりとりを原則とする。	DV関連の転出入に関する自治体間相互連携件数 100件	○							

基本目標	施策の方向性	施策名	取組内容	所管課	計画事業	令和6年度実績			
						実施内容	実施内容に対する令和6年度実績値(数値で表せるものがあれば記載)	令和6年度自己評価	
基本目標Ⅳ 被害者・子どものケアと生活再建の支援	1. 被害者の生活再建の推進	(16) 情報管理と安全確保の徹底	■被害者の申請に基づき、住民基本台帳の閲覧制限、住民票の写し等の証明書や税証明の交付制限等を行い、被害者の安全を確保する。	区政推進課 (区市民総合窓口課)	DV担当職員を配置し、安全に留意して窓口で支援措置の申請受付を行う。	DV担当職員を配置し、安全に留意して窓口で支援措置の申請受付を行った。	—	○	
				課税管理課	DV被害者の安全に留意し、税証明の交付制限を行う。	・支援措置申出書の写し又は通知書に基づき、市税事務所市民税課・市税出張所において税務オンライン端末により、税証明の交付制限に係る登録を行う。 ・各市税事務所市民税課及び各市税出張所において交付制限の新規・変更・終了のリストを作成(更新)し、オンライン登録及び当該リストをもとに支援措置申出者に係る税証明発行申請があった際の発行可否の確認を行う。	—	○	
			■被害者を支援する施設・団体・支援者等の特定につながる情報は被害者に知られないよう秘匿とし、被害者と支援者の安全を確保する。	こども家庭支援課 (区こども家庭課)	支援を行う施設や団体の所在地の秘匿を守り、また、支援者の情報の扱いにも注意し、被害者の安全管理を徹底する。	支援を行う施設や団体の所在地の秘匿を守り、また、支援者の情報の扱いにも注意し、被害者の安全管理を徹底した。	—	○	
			(17) 二次的被害の防止体制の整備	■被害者の二次的被害を防ぐため、各部署の窓口職員等を対象とした研修を充実する。	こども家庭支援課	二次被害を防ぐためのDVの知識及び心構え等を身に付ける職員研修を実施する。	庁内外の職員向けの研修を実施し、二次被害を防ぐための講義及びロールプレイを行った。	関係機関職員向け研修 4回 73人	○
					こども家庭支援課	相談情報を共有化するための体制づくりのため、マニュアルを作成する。	マニュアル策定に向けて、現場職員からの意見聴取等を行った。 引き続き、安全・確実に相談情報を共有化するためのあり方について検討している。	関係機関職員向け研修 4回 73人	—
			(18) 行政機関等で行う諸手続きの支援体制の整備	■様々な相談窓口を訪れる被害者の負担や不安を軽減するため、相談情報を共有化するための体制づくりを行う。	こども家庭支援課	相談情報を共有化するための体制づくりを行う。	—	—	—
					幼保連営課 (区こども家庭課)	保育所(園)については各区こども家庭課、学校については学事課にて必要な支援及び情報提供を行う。	各区こども家庭課にて必要に応じて情報提供を行った。	—	○
			(19) 被害相談証明書の発行等	■配偶者暴力相談支援センターにて、国民健康保険の加入や住民票の交付制限等、各種手続きに必要な被害相談に係る証明を発行する。	こども家庭支援課	被害者の負担を最小限にとどめ、安全に留意しつつ、各種証明を発行する。	被害者の負担を最小限にとどめ、安全に留意し各種証明の発行を行った。	証明発行233件 支援措置証明 391件	○
					こども家庭支援課 (区こども家庭課)	■被害者の生活再建を円滑に進め、諸手続きに関する負担を軽減するため、支援者による同行支援を行う。	民間団体との委託契約は行ったが、民間団体による同行支援の実施はなかった。女性相談支援員は適宜同行支援を実施した。	—	○
			(21) 経済的な支援	■生活保護、児童手当、児童扶養手当等、各種制度を活用することで、被害者の経済的支援を行う。	保護課 (区社会支援課)	各区相談窓口にて、児童扶養手当等の申請や生活保護の相談を案内するなど、経済面の支援を行う。	各区社会支援課窓口にて、生活保護の相談・申請を受け付けるとともに、児童手当などの各種相談窓口と連携を図りながら、生活に困窮する者に対して支援を行った。	延相談：4,753件 申請：3,572件 開始：3,141件 (R6年度)	○
		こども家庭支援課 (区こども家庭課)			■各区保健福祉センターの就業相談員が相談に応じ、ハローワーク等と連携し、各種就労制度を活用することで、被害者の支援を行う。	各区相談窓口にて、ひとり親家庭を対象とした就業相談や職業訓練の案内をし、就労の相談に応じる。	就業相談数 1,368件 就業支援講習会 修了者 18人	○	
		(23) 住居の確保に向けた支援	■市営住宅の優遇措置入居制度や民間賃貸住宅入居支援制度等を活用し、被害者の住宅確保のための支援を行う。	住宅整備課	DV被害者に対して、市営住宅入居の優遇措置を実施する。	DV被害者に対して、市営住宅入居申込の際にポイントを付与する優遇措置を実施した。	21件	○	
				住宅整備課	DV被害者の実状に応じた市営住宅入居制度等を整備し、被害者の住宅確保の支援を行う。	①配偶者からの暴力を受けた被害者について、単身で入居することができる要件及び居住地に係る要件を緩和した。 ②緊急時に被害者が一時入居できる制度を整備し、実施した。	②8件	○	
				住宅政策課	市の住宅施策に関する情報提供や助言を行うとともに、入居の際の家賃債務保証料等の一部を補助する。	すまいのコンシェルジュにて民間賃貸住宅に関する情報提供を行い、被害者の住宅確保のための支援を行った。	すまいのコンシェルジュ DV被害者利用数 相談:1件	○	
		(24) 各種支援制度の情報提供・活用の支援	■現住地に住民票が無くとも、子どもの予防接種や健康診査受診を可能とするなど、被害者の生活再建に必要な各種サービスについて、被害者のニーズに応じた情報を適切に提供し、制度の円滑な活用を支援する。	健康支援課 (区健康課)	居住地の保健福祉センターにおいて、乳幼児健康診査や予防接種をはじめ、子どもの年齢に応じた母子保健サービスや保護者の健診等健康づくりに関する情報を提供し、利用できるよう関係機関との連携を図る。	居住地の保健福祉センターにおいて、乳幼児健康診査や予防接種をはじめ、子どもの年齢に応じた母子保健サービスや保護者の健診等健康づくりに関する情報を提供し、利用できるよう関係機関との連携を図った。	・4か月児健診 5,510人 ・1歳6か月児健診 6,049人 ・3歳児健診 6,191人	○	
				医療政策課	本市に住民登録のないDV避難者が、本市での定期予防接種の実施を希望した場合は、市民と同様に予防接種を受けることができるよう措置を講じている。	4名	○		
				こども家庭支援課 (区こども家庭課)	保育、国民健康保険、年金等、居住地に住民票がなくとも利用できる各種支援等の情報を提供し、制度活用の支援を行う。	各区相談窓口にて、生活再建に必要な制度の説明をし、必要に応じて、DV相談証明書を交付した。	証明発行233件	○	
				男女共同参画課	保育、国民健康保険、年金等、居住地に住民票がなくとも利用できる各種支援等の情報を提供した。	—	○		
		(25) 母子生活支援施設への措置等	■安全を確保し、自立を支援するため、母子生活支援施設に措置するとともに、県と連携し、婦人保護施設の入所を支援する。	こども家庭支援課 (区こども家庭課)	母子生活支援施設に措置するとともに、県と連携し、婦人保護施設の入所を支援する。	母子生活支援施設に措置するとともに、県と連携し、女性自立支援施設(旧:婦人保護施設)の入所を支援した。	母子生活支援施設延べ 世帯数 261世帯	○	
				こども家庭支援課 (区こども家庭課)	被害者の安全に配慮し、他自治体への移送・受け入れに向けて、広域的な連携を行う。	被害者の安全に配慮し、他自治体への移送・受け入れに向けて、広域的な連携を行った。	県外母子生活支援施設 延べ世帯数 110世帯	○	
		(27) 被害者支援のあり方についての調査研究	■被害者支援に係る国や他自治体、民間団体等の取り組みについて、推進事例を調査し、今後の被害者支援施策の参考とする。	こども家庭支援課	被害者支援に係る国や他自治体、民間団体等の取り組みについて、推進事例を調査する。	内閣府や県主催の研修に参加し、国や他の自治体、民間団体等の取組事例について学び情報交換を行った。	—	○	
				こども家庭支援課	スーパービジョンやDV事例検討会等の機会を通して、相談事例の分析及び状況把握に努める。	スーパービジョンやDV事例検討会等の機会を通して、相談事例の分析及び状況把握に努めた。	スーパービジョン提出 事例数:9事例	○	
		2. 被害者の長期的な精神的ケア	(28) 自立支援講座の実施	男女共同参画課	女性のための自立支援講座及びエンパワメントの講座を実施する。	女性のためのエンパワメント講座及び就職支援講座を実施した。	実施講座2回 受講者数延べ41人	○	
				こども家庭支援課	DV被害女性のための自立支援プログラムを実施する。	民間団体に対し、補助金を交付し、DV被害女性のための自立支援プログラムを実施した。	開催数(延べ)62回 参加者数(延べ) 169人	○	
基本目標Ⅳ 被害者・子どものケアと生活再建の支援	2. 被害者の長期的な精神的ケア	(29) 被害者の心身の回復支援の充実	■精神科医や心理士等による相談を活用し、被害者の心身の回復を図るとともに、必要な支援や情報を提供する。	こころの健康センター	こころの健康センターや各区健康課の精神保健福祉相談の中で必要な支援及び情報を提供する。	電話ならびに対面にて精神保健福祉相談実施。	相談件数(延べ) 112件	○	
				精神保健福祉課	精神保健福祉相談の中で必要な情報提供を行った。(各区健康課)	相談件数2,166件 うちDV 3件(健康課)	○		
			男女共同参画課	心理士等による相談を実施し、被害者の心身の回復を図るとともに、必要な支援及び情報を提供する。	心理士、弁護士、助産師等の女性専門家による相談会を実施した。	女性専門家による相談会:4回開催、33件	○		
3. 子どもの心のケア	(30) DVのある環境で育った子どもへのケアの充実	■被害者とその子ども達の自尊感情を回復し、暴力によらない対等な関係を築く事を学ぶ心理教育プログラムを実施する。	こども家庭支援課	DV被害者と子ども達の心理教育プログラムを実施する。	DV被害者と子ども達の心理教育プログラム(びらぶプログラム)を12回コースで小学校低学年の子とその母向けに実施した。	参加組数:4組	○		
			こども家庭支援課 (こども家庭課) (東部児童相談所) (西部児童相談所)	児童相談所や医療機関等と連携し、必要に応じて子どもの心理的ケアを実施する。	DV被害者支援の中で児童への支援が必要な場合は、こども家庭総合支援拠点と一緒に支援した。さらに、必要に応じて、児童相談所等と連携し、児童の心理的ケアを実施した。	—	○		

基本目標	施策の方向性	施策名	取組内容	所管課	計画事業	令和6年度実績			
						実施内容	実施内容に対する令和6年度実績値(数値で表せるものがあれば記載)	令和6年度自己評価	
基本目標Ⅴ 施策推進のための連携協力、体制整備	1. 関係職員の資質向上	(31) 専門相談員の資質向上	■各種研修や事例検討、スーパーバイズ、外部研修等により、相談員の職業倫理や専門知識、援助技術を高め、適切な被害者支援を行う。	こども家庭支援課	相談に携わる職員向けの研修を実施するとともに、外部研修の参加を積極的に促し資質の向上とスキルアップを図る。	相談に携わる職員向けの研修を実施するとともに、外部研修の参加を積極的に促し資質の向上とスキルアップを図った。	—	○	
				こども家庭支援課	スーパービジョンを実施する他、弁護士との事例検討会を実施する。	スーパービジョンを実施する他、弁護士との事例検討会を実施した。	スーパービジョン 5回 弁護士との事例検討会 6回	○	
				こども家庭支援課	弁護士又は被害者支援団体スタッフ等による個別相談を実施し、支援方針の検討を行う。	弁護士等による個別相談を実施し、相談終了後は相談員と支援方針の検討を行った。	法律相談 51件	○	
		再掲 (4) 関係者等による暴力防止のための啓発・支援、早期発見と相談窓口等の情報提供の推進	再掲 (再掲) ■福祉・医療・教育の関係者や民生委員・児童委員等、様々な分野の支援者を対象に研修等を実施し、支援活動において、暴力防止のための啓発や支援、被害者の早期発見や相談の動員等、被害の未然防止や被害者支援につながる取り組みを推進する。	こども家庭支援課 (地域福祉課) (市立青葉病院) (市立海浜病院) (教育指導課)	様々な分野の支援者を対象に研修等を実施し、各支援者により、暴力防止のための啓発や支援、被害者の早期発見や相談の動員等、被害の未然防止や被害者支援につながる取り組みを推進する。 (こども家庭支援課：研修の主催、その他の関係課：研修実施協力、受講動員)	こども家庭支援課において、庁内外の関係機関職員を対象とした研修内で被害者支援や加害者対応についての講義を行い、その他の関係課では、研修の案内があった際に、所属職員に周知し、受講動員した。	関係機関職員向け研修 4回 73人	○	
				幼保指導課	幼保指導課が主催する「児童虐待」や「不適切保育」に関する研修に市内公立・民間保育施設職員を招き、暴力防止のための啓発や支援、被害者の早期発見や相談の動員等、被害の未然防止や被害者支援につながる取り組みを推進した。各園等において、保育者が子ども一人一人に対し愛情をもって接し、情緒の安定を図るとともに自己肯定感が育めるように努めている。子ども同士のつながりを大切にすることで、相手を思いやる心の育ちにつなげている。	「児童虐待に関する研修」…150施設 150名参加 「不適切保育に関する研修」…185施設 185名参加	○		
		(32) 被害者を支援する人材育成の推進	■「DV被害者支援養成講座」の実施、講座修了者へのフォローアップを行い、被害者を支援する人材を育成する。	男女共同参画課	「DV被害者支援養成講座」を実施し、講座修了者へのフォローアップを行う。	令和5年度に開催実施あり。本取り組み内容が、指定管理者の必須事業に含まれていないことから、令和6年度は実施なし。	—	○	
		2. 複雑化している相談に対応するための連携強化	(33) 要保護児童対策及びDV防止地域協議会の運営	■警察、女性サポートセンター、弁護士、医療機関、民間支援団体など、DVに関わる機関との情報交換・連携を図るとともに、被害者等の早期発見や適切な保護を図るため、個別ケースの情報共有や支援内容を協議する。	こども家庭支援課 (区こども家庭課)	要保護児童対策及びDV防止地域協議会を開催し、児童虐待やDVケースについて情報共有を図り、支援内容の協議を行う。	要保護児童対策及びDV防止地域協議会を開催し、児童虐待やDVケースについて情報共有を図り、支援内容の協議を行う。	代表者会議 1回 実務者会議18回 個別ケース検討会議 397回	○
					こども家庭支援課	法テラスと関わりのある弁護士を含む千葉県弁護士会の弁護士と連携を図る。	法テラスと関わりのある弁護士を含む千葉県弁護士会の弁護士と法律相談の実施や事例検討会等を通じ、連携を図った。	法律アドバイザー 12名選任	○
			こども家庭支援課 (東部児童相談所) (西部児童相談所)	児童相談所等関連する機関と情報共有や事例検討を行う。	児童相談所等関連する機関と情報共有や事例検討を行う。	・各区子ども家庭総合支援拠点と児童相談所において、日頃より、家庭内でDV被害のある児童虐待や要保護児童等ケースの情報共有、必要に応じ連携した支援を実施している。 ・児童相談所と共に千葉県DV被害者支援連絡会議に出席し、情報共有と事例検討を行った。	—	○	
			こども家庭支援課	相談対応を行う関係機関、民間団体との情報共有や事例検討を行い、連携体制を強化する。	相談対応を行う関係機関、民間団体と定期的に連携会議を実施し、連携を図る。	千葉県DV被害者支援連絡会議に参加し、関係機関と情報交換を行い連携を図った。	—	○	
こども家庭支援課	千葉県、地方裁判所主催会議等を通じ、情報を交換するとともに、連携体制を強化する。		千葉県地方裁判所主催の保護命令に係る関係者会議への参加及び千葉県主催会議及び研修に参加し、被害者支援について意見交換を行い、連携を図る。	千葉県地方裁判所主催の保護命令に係る関係者会議に参加し、地方裁判所及び県内市町村との情報交換を行い、連携を図った。	—	○			
こども家庭支援課	医療機関に対して、被害者への相談窓口の情報提供の方法等について周知し、連携を強化する。		医療機関等にDVリーフレットやDV相談カード等を配布することを通じて、DV支援について医療関係者への周知を図る。	DV相談カードを作成し、DV啓発用リーフレットとともに市内の産婦人科・小児科等に配布し、相談窓口等の周知を図った。	—	○			
(35) 民間団体との連携強化	■先進的な被害者支援を行っている民間団体と情報共有を図り、ノウハウを学ぶとともに、連携して事業を実施する。		こども家庭支援課	千葉県主催DV被害者支援民間団体との連携会議へ出席する。	千葉県DV被害者支援連絡会議に参加し、関係機関と情報交換を行い連携を図った。	—	○		
		こども家庭支援課	千葉市民間シェルター運営支援事業(補助金を交付し、運営などについて連携する)を実施し、入所中の被害者の支援を共に行う。	千葉市民間シェルター運営支援事業(補助金を交付し、運営などについて連携する)を実施し、入所中の被害者の支援を共に行える体制を整えた。	交付団体 1団体	○			
3. 加害者対策のための調査研究	(36) 被害者支援の一環としての加害者対策のあり方についての調査研究	■加害者更生プログラムについての国の方針や県、他市町村の動向を確認し、今後の加害者対策を検討する。 ■関係機関関係機関職員向け研修等において、加害者への対応に関する内容を含める等により、加害者対策につながる取り組みを実施する。	こども家庭支援課	民間団体等における加害者更生プログラムの調査研究や他自治体の取り組みについて調査する。	県の動向を把握すると同時に、国ホームページに公表された他市の取り組み事例を把握した。	—	○		
			こども家庭支援課	関係機関職員向け研修で加害者対応についての内容を実施する。	関係機関職員向け研修で加害者対応についての内容を実施した。	関係機関職員向け研修 4回 73人	○		